

沖縄県社会福祉大会

平成19年10月23日（火）沖縄コンベンションセンターにおいて「誰もが安全で安心して暮らせる福祉のまちづくり」のスローガンの下、民生委員制度創設90周年記念となる第50回沖縄県社会福祉大会が行われた。当日は、社会福祉活動の功績が多大な個人及び団体300件の表彰が行われ、被表彰者代表あいさつを行った民生委員児童委員の前原穂積氏は、「今後も力の限り、社会福祉活動に従事したい」と決意を話した。



▲長年の功績を称え、呉屋大会長より賞状を授与される被表彰者

「高齢者や障害者等の福祉サービス、



▲会場を埋め尽くす多くの大会参加者

利用契約制度は、福祉サービスを市場化し、福祉の普遍化をもたらしている一方で、サービス利用における地域格差や一部の事業所による法令違反が利用者にも利益を与えるなど新たな課題も生まれている」と課題を提起した。また、「事業者による法令遵守の徹底は当然のこと、利用者の権利を擁護する取組みの強化が急務である。地域における福祉文化の創造を積極的に推進し、安全な社会生活の中で誰もが地域の一員である」と実感できる共生型福祉社会の実現を目指す」と大会宣言を採択しアピールを行った。

生活福祉資金貸付制度の紹介

本制度は、厚生労働省が定める「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、低所得世帯・障害者・高齢者世帯等に対して、経済的自立と更生、生活安定の為に資金を貸付ける制度です。それぞれの目的・用途に応じて、以下のような資金種類に分類されております。

また、資金種類により、貸付対象や条件、内容が異なりますので、民生委員や最寄りの市町村社会福祉協議会までご確認の上、ご相談下さい。

資金種類		主な用途内容	利子
更生資金	生業費	生業を営むのに必要な経費	3%
	技能習得費	生業を営み、又は就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な経費及びその技能習得期間中の生計を維持するために必要な経費	
福祉資金	福祉費	・結婚、出産及び葬祭に際し必要な経費 ・機能回復訓練器具及び日常生活の便宜を図るための用具の購入等を行うのに必要な経費 ・住居の移転等に際し必要な経費及び給排水設備、電気設備若しくは暖房設備を設けるのに必要な経費 ・就職又は技能を習得するために必要な支度をする費用 ・その他、帰省費用、年金の掛金等低所得世帯の日常生活上一時的に必要な経費であると認められる費用	3%
	障害者等福祉機器購入費	障害者又は高齢者が日常生活の便宜を図るための高額な福祉用具等の購入等に特に必要な経費	
	障害者自動車	自動車運転免許証を取得した場合であって、当該障害者が運転する自動車又は障害者生計を同一にする者が、専ら当該障害者の日常生活の便宜等を図るために自動車の購入を行うのに必要な経費	
	購入費	自動車運転免許証を取得した場合であって、当該障害者が運転する自動車又は障害者生計を同一にする者が、専ら当該障害者の日常生活の便宜等を図るために自動車の購入を行うのに必要な経費	
	中国残留邦人等国民年金追納費	中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費	
	住宅費	住宅を増築、改築、拡張、補修、保全又は公営住宅を譲り受けるのに必要な経費として貸付ける資金	
資修金学	修学費	高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な資金	無利子
	就学支度費	高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	
療養・介護等資金	療養費	負傷又は疾病の療養を行うのに必要な経費（当該療養の期間は原則として1年以内）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	無利子
	介護等費	介護・障害福祉サービス等を受けるのに必要な経費（当該必要な経費を負担することが困難であると認められる期間が原則として1年以内の場合に限る）及びその介護・障害福祉サービス等受給期間中の生計を維持するために必要な経費	
緊急小口資金	次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に貸付ける小額の資金 ・医療費又は介護等費の支払等のため ・給与等の盗難、紛失のため ・年金、保険、公的給付等の支給開始まで ・火災等の被災のため	3%	
災害援護資金	災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費として貸付ける資金	3%	
離職者支援資金	失業者世帯に対し、生計中心者が再就職するまでの間の生活資金を貸付ける資金	3%	
長期生活支援資金	低所得世帯の高齢者世帯対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸付ける資金	年3%又は長期プライムレートいずれか低い利率	
要保護世帯向け長期生活支援資金	要保護世帯の高齢者世帯対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸付ける資金	年3%又は長期プライムレートいずれか低い利率	

※貸付審査等によりご希望に添えない場合がございます。又、審査内容については、お答えできません。

記念講演(要旨)

「これからの社会福祉と私たちの役割」

ルーテル学院大学教授 和田敏明氏

〈地域住民や多くの団体の参画による地域福祉のまちづくり〉

福祉のコミュニティをつくるという時に一番良いのは、地域に住んでいる人たちが、私ならこれは出来る、私はこのことなら関心があるという活動に参加してもらおうが良い。どんな小さな活動でもいいから、参加して活動の相手の方々のことを考え、そのことを通じて住民の意識や態度が変わることが一番確実だと思います。福祉の色々な活動を地域に作って、そういう所に参加する人が増えるほど、その地域社会は福祉的な意識や態度を持つ人が増えると考えて良いのではないのでしょうか。



▲かりゆしウェアを着て講演を行う和田敏明氏

〈文化の違いを認め合う〉

福祉のまちづくりをする時は、福祉関係者だけが集まるのではなくて、今までは遠いと思っていた人たちにも沢山集まって頂けるようになりました。しかし、色んな人たちが一緒にやろうとすると微妙な違いがいつばいあって、なかなか合わない。それは何故かというところ、ボランティアグループやNPO、町内会や商店街、民生委員等の組織における文化の違いではないかと思えます。文化の違いが団体が協力し合っただけでやるといつに大事なものは、なぜそうなっているのかをお互いに理解してやってみようかと思えます。

〈地域福祉の推進力〉

住民が活動に参加し、その運営に参画する中で自主的な力をつけて、住民の力がパワーアップしていくのではないかと思います。そして地域の中に疎遠になっていた人たちがお互いに信頼を取り戻して、信頼のネットワークが生まれてくる。そういう信頼のネットワークとつながりが、地域福祉を進める力だと思っております。地域福祉の推進力というのは、地域の中に信頼の輪を作っていくということが一番大事なエネルギーになっていくのではないかと思っております。(※文責 県社協企画広報部)